

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【公開番号】特開2013-86509(P2013-86509A)

【公開日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-023

【出願番号】特願2012-218993(P2012-218993)

【国際特許分類】

B 41 J 2/135 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 103N

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月30日(2015.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インクジェット印刷ヘッドフロントフェースのためのコーティングであって、このコーティングは、300まで加熱したとき、約15%未満の重量損失によって示される高い熱安定性を有する撥油性低接着性コーティングを含み、紫外線(UV)ゲルインクの液滴または固体インクの液滴は、硬化後の前記コーティング表面に対し、約45°を超える接触角と、約30°未満の滑り角を示し、前記コーティングは、少なくとも200の温度に少なくとも30分間さらした後に、前記接触角および滑り角を維持し、前記コーティングは、拭き取り回数2000回後に、液垂れ圧を少なくとも5水柱インチに維持する、コーティング。

【請求項2】

前記コーティングが、

130～150の範囲の温度で30分～2時間の間、第1の硬化処理と、

250～300の範囲の温度で15分～60分の間、第2の硬化処理と、にさらされた後、前記コーティングが、UVゲルインクの液滴または固体インクの液滴について、撥油性低接着性コーティング表面に対して約45°を超える接触角を示す、請求項1に記載のコーティング。

【請求項3】

前記コーティングが、室温から、130～150の範囲の温度まで、1～10/分の加熱速度で加熱し、この温度で30～120分間維持し、次いで、250～300の温度まで、1～10/分の加熱速度で加熱し、この温度で15～60分間維持する昇温硬化処理にさらされた後に、前記コーティングが、UVゲルインクの液滴または固体インクの液滴について、撥油性低接着性コーティング表面に対して約45°を超える接触角を示し、30°よりも小さな滑り角を示す、請求項1に記載のコーティング。

【請求項4】

前記撥油性低接着性コーティングが、

第1のイソシアネート化合物と、

ヒドロキシル官能化ペルフルオロポリオキシアルカン架橋材料と、を含む、請求項1に記載のコーティング。

【請求項5】

前記第1のイソシアネート化合物は、ジフェニルメタン-4,4'-ジイソシアネート(MDI)、2,4-トルエンジイソシアネート(TDI)、ヘキサメチレン-1,6-ジイソシアネート(HDI)、イソホロンジイソシアネート(IPDI)、水素化ジフェニルメタン-4,4'-ジイソシアネート(H12MDI)、テトラ-メチルキシレンジイソシアネート(TMXDI)、ナフタレン-1,5-ジイソシアネート、シクロヘキシレンジイソシアネート、2,2,4-トリメチルヘキサメチレンジイソシアネート、2,4,4-トリメチルヘキサメチレンジイソシアネートのうちから少なくとも1つ選択される、請求項1に記載のコーティング。